

**美濃加茂市**  
**高齢者福祉計画・介護保険事業計画**  
**(案) 概要版**

平成21年1月

美濃加茂市

# 目次

<b>第1章 計画の考え方</b> .....	<b>1</b>
1 計画の背景と目的 .....	1
2 計画の法的位置づけ .....	2
3 計画の期間 .....	2
4 他計画との関係 .....	3
5 計画の策定体制等 .....	3
<b>第2章 高齢者の現状</b> .....	<b>4</b>
1 高齢者の現状 .....	4
<b>第3章 第3期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の達成 状況の評価及び課題</b> .....	<b>8</b>
1 第3期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の実績及び現状と課題 .....	8
2 第4期高齢者福祉計画・介護保険事業計画に向けた課題の整理 .....	8
<b>第4章 基本理念と施策の体系</b> .....	<b>11</b>
1 基本理念 .....	11
2 基本目標 .....	12
3 施策の体系 .....	12
<b>第5章 基本目標を達成するための分野別施策</b> .....	<b>15</b>
1 高齢者が生きがいを持ち生き生きと活躍できる社会の実現 .....	15
2 高齢者が健康に留意し介護予防に取り組む社会の実現 .....	16
3 高齢者が尊厳をもって豊かに暮らせるよう地域で支えあえる社会の実現 .....	17
4 高齢者が明るく安心して暮らせる社会の実現 .....	19
<b>第6章 介護保険事業サービスの見込と確保策</b> .....	<b>21</b>
1 人口及び要支援・要介護認定者等の推移 .....	21
2 介護保険サービスの見込み量 .....	24
3 低所得者対策 .....	26
4 各年度の介護給付費の見込み .....	27
5 介護保険料の推計 .....	30

<b>第7章 計画の推進</b> .....	<b>34</b>
1 情報提供体制の整備 .....	34
2 相談援助体制の整備 .....	34
3 関係団体との連携と市民参加 .....	34
4 計画の点検・推進体制 .....	35

## 計画の考え方

## 1 計画の背景と目的

我が国では高齢化は依然進んでおり、65歳以上の高齢者人口は、平成12年の2,200万人、高齢化率17.3%から平成17年には2,567万人、高齢化率20.1%へと増加しています。また、平成19年には、過去最高の2,746万人、高齢化率21.5%となり、初めて21%を超えました。これに伴い、高齢者人口に対する75歳以上の後期高齢者の割合も増加しており、今後もこの傾向は継続するものと予想されています。本市の高齢化率は平成19年には17.6%と全国平均と比較すると低いものの、年々増加傾向にあります。

こうした中、高齢者人口の増加とそれに伴う要支援・要介護認定者の増加、認知症高齢者や一人暮らし高齢者等の増加といった課題に対応し、誰もがその個性に応じて主体的に暮らすことができる「明るく活力ある高齢社会」を築いていくためには、高齢者が生きがいに満ちた生活が続けることができる仕組みや、高齢者の暮らしを地域社会全体で支える体制を整備していく必要があります。

また、「明るく活力ある高齢社会」の実現のため、介護保険制度においては、平成18年から新たに「介護予防」の視点から、高齢者の心身機能・活動能力・社会参加等の生活レベルの低下を防止する『予防重視型社会システム』の構築を進めてきました。

さらに、平成18年の医療制度改革により、医療費の適正化方策として療養病床の再編成を進める「地域ケア体制整備構想」の策定が求められるなど、高齢者保健福祉行政を取り巻く状況は大きな転換期を迎えています。

本市においては、平成18年3月に策定した「美濃加茂市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づいて、地域の特性に応じた高齢者施策の推進をはじめ、介護保険制度の円滑な運営に努めてきましたが、今期の計画策定に当たり、そのサービスの実績と施策の進捗状況等を検証・評価することにより諸課題を把握し、これまでの計画の理念や考え方を引き継ぎながら、平成26年度の目標の達成に向け、取り組むべき施策を明らかにしていくものです。

## 2 計画の法的位置づけ

本計画は、老人福祉法第 20 条の 8 に規定する高齢者の福祉に関する「老人福祉計画」と、介護保険法第 117 条に規定する介護サービスの給付に関する「介護保険事業計画」を一体的に作成するものです。

「老人福祉計画」は、すべての高齢者を対象に、高齢者福祉サービスをはじめ、生涯学習、まちづくりなど高齢者に関わる関連施策を位置付けるものです。

「介護保険事業計画」は、介護保険法に基づき、介護サービスと介護予防に着目した地域支援事業の年度ごとの見込量、サービスの基盤整備などについて定めるものです。

なお、高齢期になっても生活の質を良好に保ち、健康寿命を長く保つために、健康保持に向けた保健施策を計画に含めます。

## 3 計画の期間

計画期間は、平成 21 年度（2009 年度）から 23 年度（2011 年度）までの 3 年間です。これは、今後も進行する高齢化に対応するため、平成 27 年（2015 年）の高齢者のあるべき姿を念頭に置き、目標を掲げ、3 年ごとに計画を策定するもので、計画期間 3 年目の平成 23 年度に本計画全体の評価・検証を実施し、見直しを行う予定です。

18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
前計画（18～20 年）								
			本計画（21～23 年）					
						次期計画（24～26 年）		

## 4 他計画との関係

本計画は、岐阜県の「岐阜県高齢者安心計画」や、本市の市政運営の柱となる「美濃加茂市総合計画」、また、「みのかも元気いきいきプラン21」や「美濃加茂市地域福祉計画」、「美濃加茂市特定健康診査等実施計画」など本市の他の計画と整合性を図りながら策定しています。

## 5 計画の策定体制等

計画の策定にあたっては、市民代表、保健・医療・福祉関係者により構成された「美濃加茂市高齢者福祉計画・介護保険事業計画作成委員会」において、審議検討を行いました。また、市民の意見を反映させるため、アンケート調査やパブリックコメントを実施しました。

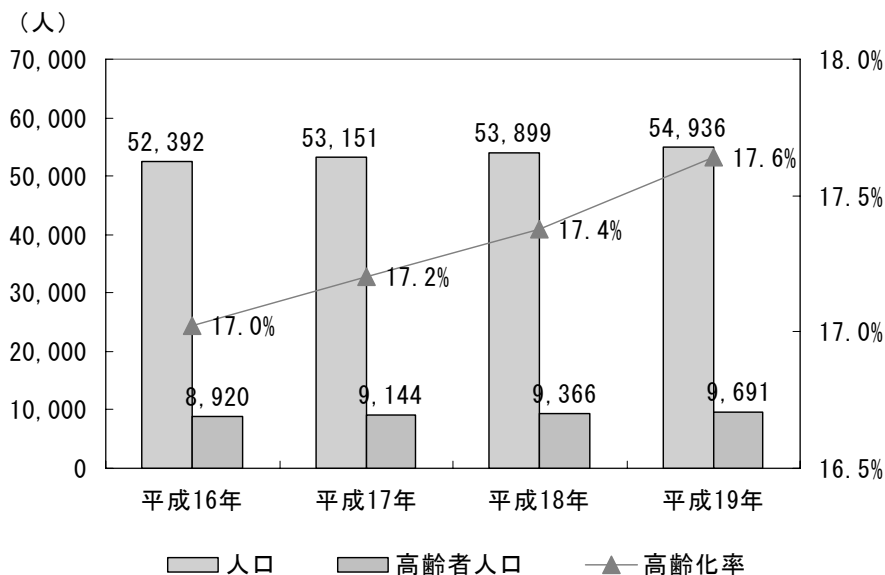
# 高齢者の現状

## 1 高齢者の現状

### (1) 高齢化の推移

#### ① 市の人口と高齢者人口の変化

本市の総人口は、平成 16 年の 52,392 人から、平成 19 年の 54,936 人と 4 年間で 2,554 人の増加となり、4.9%増加しました。高齢者（65 歳以上）の人口は平成 16 年の 8,920 人から平成 19 年の 9,691 人と 4 年間で 771 人、8.6%の増加となり、今後も高齢者人口の伸びが見込まれます。本市の高齢化率は、平成 16 年に 17.0%、平成 19 年には 17.6%と 4 年間で 0.6 ポイント上昇しています。



各年 10 月 1 日現在

## ② 高齢者世帯の変化

本市の高齢者のいる世帯数は、昭和 60 年より増加しており、平成 17 年には 6,056 世帯となり、昭和 60 年の約 1.8 倍となっています。同様に、高齢者の単身世帯は昭和 60 年の約 3.8 倍、高齢者のみの夫婦世帯は約 3.3 倍に増加しています。

区 分	昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年
総世帯数	11,038 世帯	12,596 世帯	14,043 世帯	16,405 世帯	18,085 世帯
65 歳以上の高齢者のいる世帯数	3,414 30.9%	3,925 31.2%	4,703 33.5%	5,383 32.8%	6,056 33.5%
高齢者単身世帯	229 2.1%	348 2.8%	460 3.3%	660 4.0%	865 4.8%
高齢者夫婦世帯	417 3.8%	329 2.6%	530 3.8%	832 5.1%	1,395 7.7%
その他同居世帯	2,768 25.1%	3,248 25.8%	3,713 26.4%	3,891 23.7%	3,796 21.0%

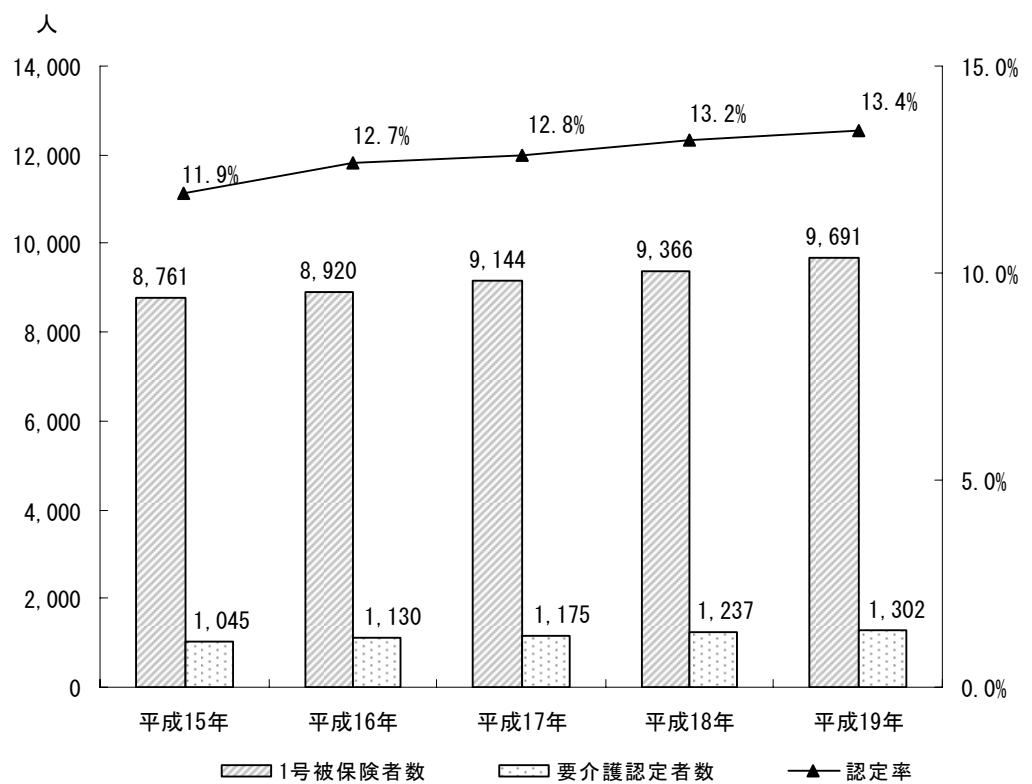
資料：国勢調査



## (2) 要介護認定者数の推移

### ① 要介護認定者数及び認定率の推移

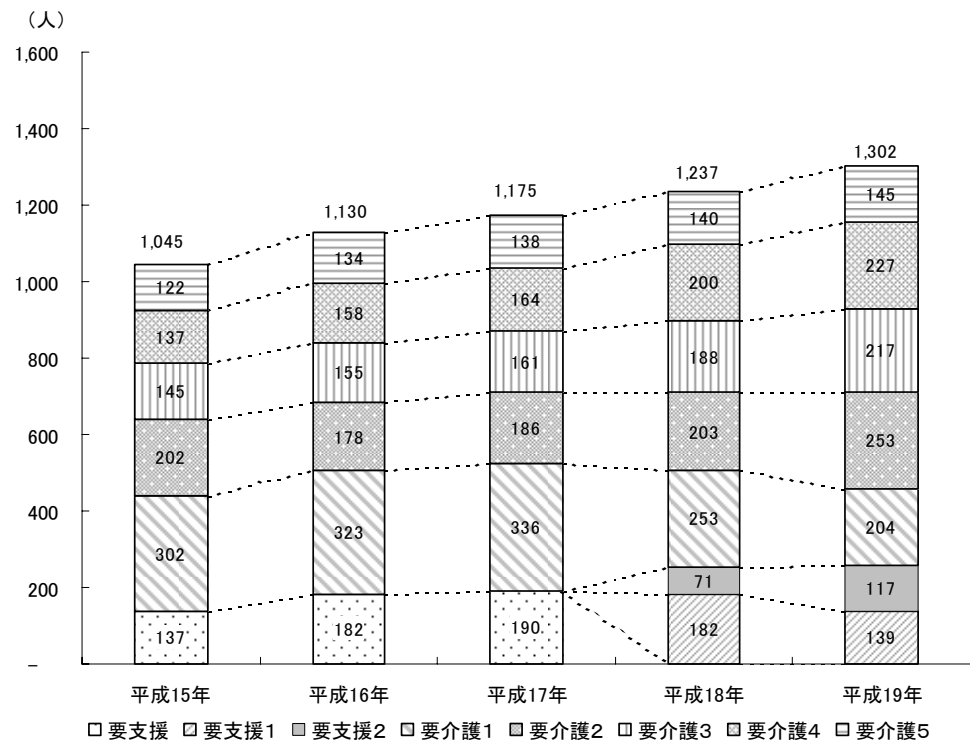
要介護認定者は、平成15年度には1,045人（対高齢者人口11.9%）でしたが、平成17年度には1,175人（12.8%）、平成19年度には1,302人（13.4%）となっています。



各年10月1日現在

## ② 要介護度別要介護認定者数の推移

要介護度別に見ると、平成18年の制度改正後、要介護1の認定者は減少していますが、それ以外の要介護度の認定者は増加しています。



		平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
旧要支援	要支援1	137	182	190	182	139
	要支援2				71	117
旧要介護1	要介護1	302	323	336	253	204
	要介護2	202	178	186	203	253
	要介護3	145	155	161	188	217
	要介護4	137	158	164	200	227
	要介護5	122	134	138	140	145
	合計	1,045	1,130	1,175	1,237	1,302
	認定率	11.9%	12.7%	12.8%	13.2%	13.4%

各年10月1日現在

## 第3期高齢者保健福祉計画・介護保険事業 計画の達成状況の評価及び課題

### 1 第3期高齢者保健福祉計画・介護保険 事業計画の実績及び現状と課題

本編には、各事業ごとに平成18年度、19年度の実績及び平成20年度の推計値を掲載します。また、これらの事業の現状や課題を掲載します。

### 2 第4期高齢者福祉計画・介護保険事業 計画に向けた課題の整理

#### (1) 介護予防のために……………

特定高齢者施策の事業について、特定高齢者把握事業は、特定高齢者の発見が十分といえない現状にあります。今後、特定高齢者の把握方法を検討すると共に、特定高齢者施策事業への参加者増加に対応できるよう検討していく必要があります。

一般高齢者施策については、高齢者の閉じこもり防止や生きがいの創出、地域住民との交流、介護予防、元気高齢者の生きがい対策や地域づくり等地域福祉の育成として機能していますが、今後も高齢者の主体性を引き出す普及啓発を行っていく必要があります。

#### (2) 元気な高齢期を迎えるために……………

壮年期・中年期施策については、高齢期になっても、元気に生活ができるよう、各検診や健康教室などの普及啓発に努め、受診者、参加者を増やしていく必要があります。

また、充実した生活を送るために、健寿会(老人クラブ)やボランティア活動の活性化や参加促進、高齢者の就労促進・支援など、地域や社会で活躍できるよう施策を展開してきました。これらの施策は、高齢者が今までの経験と知識を生かしながら、地域社会の中で生きがいを高め、日常生活を豊かなものにするために、重要なものとなっています。今後、団塊の世代を始めとする前期高齢者に対して、地域社会への参加促進を図ると共に、そこから、生きがいを創出していくことを目指します。

**(3) 安心・充実した高齢期のために** .....

高齢期になっても、安心して充実した生活が営めるよう、介護保険制度の内容の周知啓発を行なうと共に、関係機関と連携を図り、相談・苦情への対応を更に充実していく必要があります。また、ケアマネジャーの資質・専門性の向上を図っていく必要もあります。

高齢者が、在宅でも安心して生活ができ、また、自立した生活を確保するため、サービス基盤をさらに強化していく必要があります。

**(4) ひとづくり・地域づくり** .....

高齢者が住み慣れた地域の中で、生活を営むためには、地域コミュニティが基盤となり、地域での支え合いが重要となります。災害時等においても、適切に援助する体制を整えていく必要があります。

また、高齢者が安心して住み続けられるよう、住まいの整備も継続して行なっていく必要があります。

**(5) 介護保険事業** .....

介護保険事業においては、予防給付サービスや地域密着型サービスの実績が低くなっており、次期計画では、現計画を検証し、適切なサービス量を見込んでいく必要があります。

以上の課題を踏まえ、今計画策定に向けた方向性を、次のように整理します。

I

心身ともに健康であり続けるためには、生きがいを持ち、自分らしく自由に働き、遊び、学んでいくことが重要となります。そのため、団塊の世代を始めとする前期高齢者への積極的な地域社会への参加の促進を図ると共に、生きがいとやりがいを持つことができるよう支援をしていく必要があります。

II

高齢化が進む中で、特定高齢者や要支援認定者などの状態悪化、重度化を防止していくことが必要となります。特定高齢者の疾病の早期発見、未然の予防によって、状態悪化を防ぎ、改善に向けた取り組みが重要となります。また、要支援認定者においては、介護予防事業によって、身体能力の維持と改善に向けた取り組みが必要となります。

III

今後、増えていく認知症高齢者を、地域で見守っていくことが重要です。また、施設から在宅で生活する高齢者においても、地域で高齢者を支えるインフォーマルなサービスの充実が必要となります。地域で高齢者を支えると共に、地域包括支援センターを活用し、日常生活圏域での地域ケア体制の強化が必要となります。

IV

介護を必要とする高齢者の自立支援と尊厳の保持を基に、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、介護サービスを充実すると共に、保健福祉サービスの基盤を整備していく必要があります。

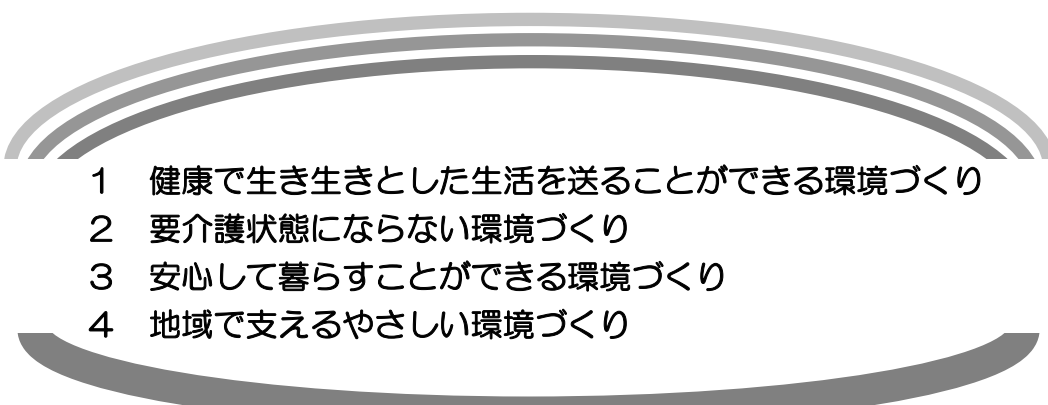
## 基本理念と施策の体系

### 1 基本理念

本市における保健・福祉施策等を推進する上での基本的な理念を以下のとおりとします。

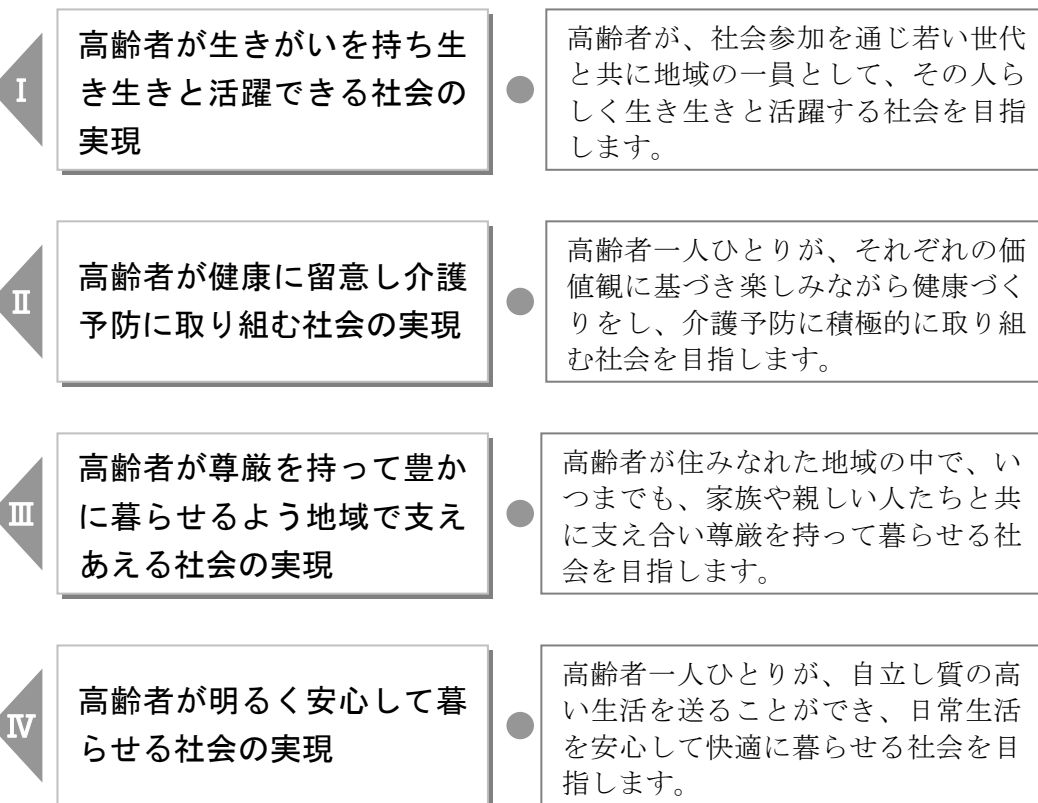
すべての住民が、高齢になっても介護が必要になっても、安心して過ごすことができ、また、高齢者一人ひとりが自らの意思で老後の生活スタイルを選択・判断できるよう、それぞれが誇りをもって自分らしく生きることができる社会をつくるため様々な観点からの施策を講じていきます。

そのため、前計画を受け継ぎ以下の基本的な理念を基にした高齢者等に対する施策を総合的、体系的かつ計画的に推進していきます。

- 
- 1 健康で生き生きとした生活を送ることができる環境づくり
  - 2 要介護状態にならない環境づくり
  - 3 安心して暮らすことができる環境づくり
  - 4 地域で支えるやさしい環境づくり

## 2 基本目標

本計画の策定に際し、この基本理念を根底として、4つの基本目標を掲げます。

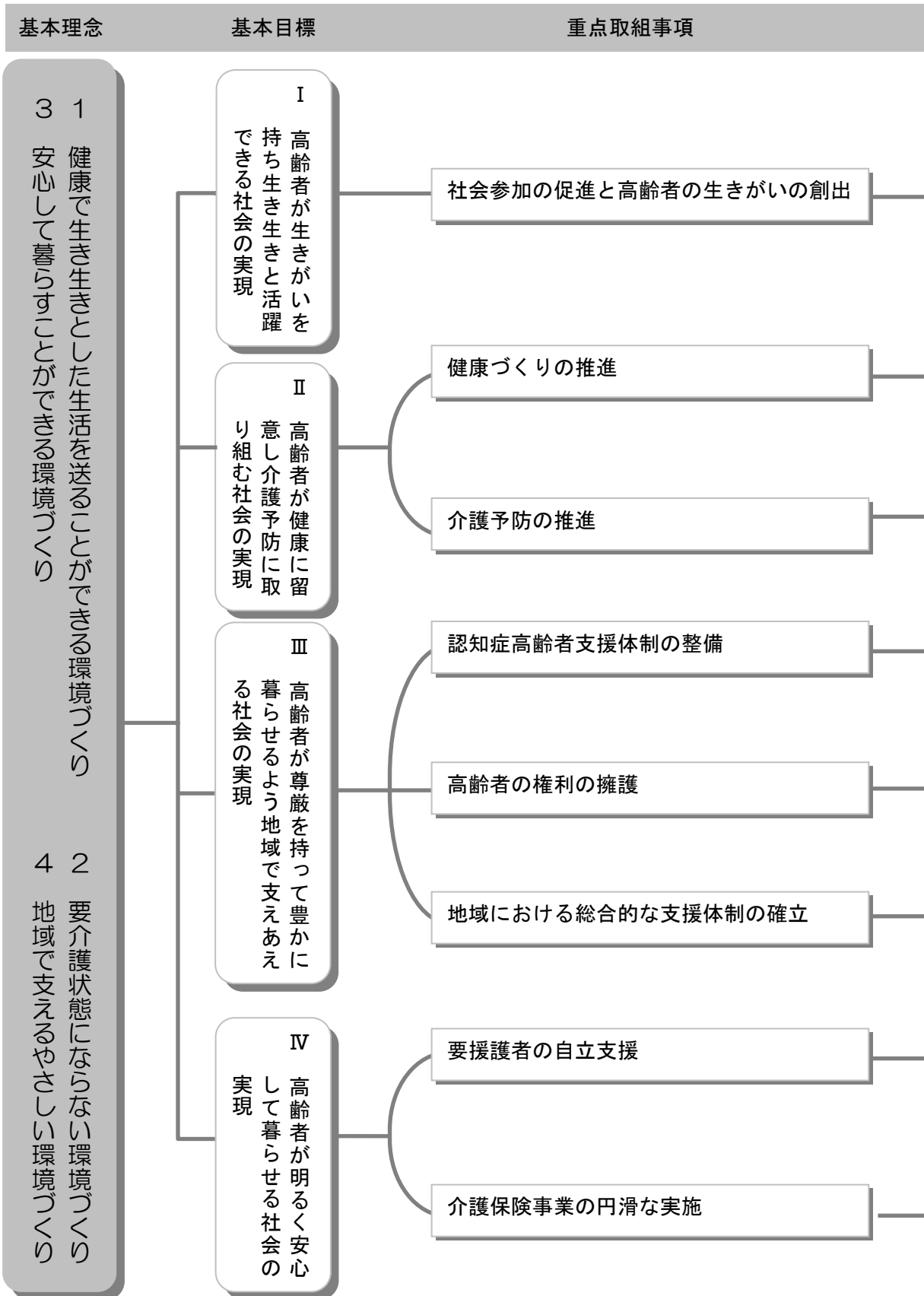


## 3 施策の体系

### (1) 施策の体系の考え方

本計画では、すべての高齢者が基本理念を達成するために、生きがいを創出し、健康を維持して生き生きと社会で活躍できる「高齢者が生きがいを持ち生き生きと活躍できる社会の実現」を第一の基本目標に掲げていきます。次に、楽しみながら健康づくりを行い、また介護予防により現在の状態を維持、改善していく「高齢者が健康に留意し介護予防に取り組む社会の実現」、できるだけ身近な地域で支え合いながら自分らしく生活ができるための「高齢者が尊厳を持って豊かに暮らせるよう地域で支えあえる社会の実現」、高齢者が自立し、安心して快適に暮らせる「高齢者が明るく安心して暮らせる社会の実現」までを高齢者の心身の状況や生活環境に応じて一般高齢者施策から要介護高齢者施策への体系化を図っていきます。

(2) 施策の体系図





施策項目	主な事業
------	------

高齢者の多様な生きがい活動への支援	生涯学習機会の充実 居場所の整備・充実
高齢者の就労の促進・支援	高齢者就業対策事業 高齢者の雇用促進
社会参加活動(ボランティア活動)への支援	老人クラブ活動等社会参加促進事業 老人クラブ活動の充実 世代間交流の促進 ボランティア活動の支援
生活習慣病予防対策の推進	健康診査、健康教育、健康相談 機能訓練、訪問指導
健康づくりの推進	健康づくり 健康意識の啓発と高揚 気軽に相談できる窓口づくり 総合的な健診体制の確立
介護予防事業の推進	介護予防特定高齢者施策 介護予防一般高齢者施策
介護予防サービスの充実	介護予防策の充実
認知症高齢者支援	通所型介護予防事業(認知症予防・支援) 訪問型介護予防事業 介護予防に関する知識の普及・啓発
介護技術の普及・向上	認知症サポーター養成事業 介護支援事業 家族介護支援
高齢者虐待防止策の推進	虐待防止及び啓発への取り組み 高齢者虐待防止ネットワーク
権利擁護の体制強化	権利擁護事業 成年後見制度 高齢者見守りネットワーク
総合相談・支援業務の充実	総合相談支援事業
包括的・継続的マネジメントの強化	介護予防ケアマネジメント事業 包括的・継続的マネジメント
住み慣れた在宅生活への支援	虚弱高齢者向けホームヘルプサービス事業 生きがい活動支援通所事業 等
安心・安全な住環境の整備	バリアフリー化の推進 地域における防災・防犯体制の整備
介護サービス基盤の計画的整備	居宅サービス 施設サービスの整備 地域密着型サービスの整備
介護給付適正化への取組	認定調査、認定審査の平準化 ケアプランチェックの実施 介護給付費通知 等
低所得者等への支援	保険料算定所得段階の多段階化 高額介護サービス費 高額医療合算介護サービス費 特定入所者介護サービス費 等

## 基本目標を達成するための分野別施策

### 1 高齢者が生きがいを持ち生き生きと活躍できる社会の実現

#### (1) 社会参加の促進と高齢者の生きがいの創出

多様な価値観を有する団塊の世代が高齢化していく社会においては、高齢者が有する豊かな技術・知識、社会的経験などを有効な社会的資源として活かしていくことが重要です。高齢者の能力を地域社会へ還元するための環境づくりを進め、高齢者が元気に活躍する活力ある社会の形成を目指します。

また、職場や家庭、地域社会など様々な場面で長年培ってきた技術・知識・経験を持つ高齢者が、就業、健康・福祉、スポーツ、学習等の分野で生涯現役として自分らしく自由に、働き、遊び、学び、豊かにコミュニケーションをすることを通して、お互いに協力し、社会的な役割を担い貢献していく生きがいとやりがいを持てるシニアライフの実現を目指します。

#### ① 高齢者の多様な生きがい活動への支援

##### 主な事業

- 生涯学習機会の充実
- 居場所の整備・充実

#### ② 高齢者の就労の促進・支援

##### 主な事業

- 高齢者就業対策事業
- 高齢者の雇用促進

#### ③ 社会参加活動(ボランティア活動)への支援

##### 主な事業

- 老人クラブ活動等社会参加促進事業／
  - ① 高齢者文化活動事業 ② 高齢者保健体育事業 ③ 社会奉仕活動事業
- 老人クラブ活動の充実
- 世代間交流の促進
- ボランティア活動の支援

## 2 高齢者が健康に留意し介護予防に取り組む社会の実現

### (1) 健康づくりの推進

健康づくりは、「みのかも元気いきいきプラン21」に基づき、市民が健康で長生きすることを目標とします。その達成に向けて、生活習慣等の改善により、疾病やその危険となる因子を減らし、早世(早死)や要介護状態の減少を図ります。

#### ①生活習慣病予防対策の推進

##### 主な事業

- 健康診査／①特定健康診査・後期高齢者健診・生活機能評価
  - ②骨密度検診
  - ③歯周疾患検診
  - ④各種がん検診
  - ⑤肝炎ウイルス検診
  - ⑥結核健診
- 健康教育
- 健康相談
- 機能訓練
- 訪問指導

#### ②健康づくりの推進

##### 主な事業

- 健康づくり／①健康づくり事業
- 健康・福祉すこやかフェスティバル
- 食生活改善
- 健康意識の啓発と高揚
- 気軽に相談できる窓口づくり
- 総合的な健診体制の確立

### (2) 介護予防の推進

できるだけ介護を要する状態になることを防ぐことを目的として、予防給付の充実、地域支援事業の推進により介護予防を重視した施策を展開します。

#### ①介護予防事業の推進

##### 主な事業

##### ア 特定高齢者施策

- 特定高齢者把握事業／

- 通所型介護予防事業／①運動器の機能向上 ②栄養改善 ③口腔機能の向上 ④認知症予防・支援
- うつ病予防・支援・閉じこもり予防・支援
- その他／①生活管理指導員派遣事業 ②生活管理指導短期宿泊事業
- 介護予防特定高齢者施策評価事業

#### イ 介護予防一般高齢者施策

- 介護予防普及啓発事業
- 地域介護予防活動支援事業
- 介護予防一般高齢者施策評価事業

#### ②介護予防サービスの充実

##### 主な事業

- 介護予防策の充実

### 3 高齢者が尊厳をもって豊かに暮らせるよう 地域で支えあえる社会の実現

#### (1) 認知症高齢者支援体制の整備

認知症高齢者のケアはもとより、家族等への支援を図るとともに、家族をはじめとする高齢者を取り巻くすべての人が認知症への理解を深め、高齢者の尊厳が保持される環境づくりを進めます。

##### ①認知症高齢者支援

##### 主な事業

- 通所型介護予防事業（認知症予防・支援）
- 訪問型介護予防事業
- 介護予防に関する知識の普及・啓発

##### ②介護技術の普及・向上

##### 主な事業

- 認知症サポーター養成事業
- 介護者支援事業／①家族介護教室 ②認知症高齢者見守り事業  
③家族介護継続支援事業
- 家族介護支援／①家族介護者交流事業（介護者のつどい）  
②認知症高齢者家族やすらぎ支援事業

③認知症高齢者位置情報提供サービス

④認知症介護研修による人材育成

## (2) 高齢者の権利の擁護

高齢者一人ひとりの個人を尊重し、高齢者の尊厳を保持することが必要です。どのような心身の状態であっても、高齢者一人ひとりが尊厳を保ち、自己決定により、その人らしい自立した質の高い生活が送れるように支援します。

### ①高齢者虐待防止策の推進

#### 主な事業

- 虐待防止及び啓発への取り組み
- 高齢者虐待防止ネットワーク

### ②権利擁護の体制強化

#### 主な事業

- 権利擁護事業
- 成年後見制度
- 高齢者見守りネットワーク

## (3) 地域における総合的な支援体制の確立

地域包括支援センターが中心となり、地域での包括的なケアマネジメントを実施します。地域包括ケアは、保健・福祉・医療機関などの地域の様々な資源を活用し、継続的かつ一体的なケアを進めるものです。保健・福祉・医療の多職種協働と密接な連携のもとで、推進していきます。

### ①総合相談・支援事業の充実

#### 主な事業

- 総合相談支援事業

### ②包括的・継続的マネジメントの強化

#### 主な事業

- 介護予防ケアマネジメント事業
- 包括的・継続的マネジメント

## 4 高齢者が明るく安心して暮らせる 社会の実現

### (1) 要援護者の自立支援

高齢者一人ひとりの心身の状態に応じて必要な支援を受けながら、住み慣れた地域で安心して自立した生活が続けられるよう、保健福祉サービスをはじめとする社会資本の基盤整備と地域ケア体制の充実を図ります。

#### ① 住み慣れた在宅生活への支援

##### 主な事業

- 虚弱高齢者向けホームヘルプサービス事業
- 生きがい活動支援通所事業（ふれあいサロン福寿草・ふれあいサロンさわやか）
- 緊急・虚弱高齢者向けショートステイ事業
- いきいき住宅改善助成事業
- 日常生活用具給付事業
- 独居高齢者上下水道料金使用料等助成
- 緊急通報システム整備事業
- お早うコール事業
- 移送サービス事業
- 訪問給食サービス事業
- ホームヘルパー養成事業
- ねたきり高齢者等介護者慰労金支給事業
- 養護老人ホーム
- 保健センター
- 総合福祉会館
- 安心して暮らせる住まいの確保

#### ② 安心・安全な住環境の整備

##### 主な事業

- バリアフリー化の推進
- 地域における防災・防犯体制の整備

## (2) 介護保険事業の円滑な実施

介護保険制度の基本理念である高齢者の「自立支援」、「尊厳の保持」を基本に、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう適正な介護サービスを計画的に確保すると共に、事業者が提供するサービスの質の向上を図ります。

### ①介護保険サービス基盤の計画的整備

#### 主な事業

- 居宅サービス
- 地域密着型サービス
- 施設サービス

### ②介護給付適正化への取組

#### 主な事業

- 認定調査、認定審査の平準化
- 介護給付費通知
- ケアプランチェックの実施
- 事業所訪問指導の実施
- 介護報酬請求チェックの実施
- 相談・苦情対応の充実

### ③低所得者等への支援

#### 主な事業

- 保険料算定所得段階の多段階化
- 高額介護サービス費
- 高額医療合算介護サービス費
- 特定入所者介護サービス費
- 社会福祉法人等による利用者負担額の軽減
- 訪問介護利用者の負担額の軽減

# 介護保険事業サービスの見込と確保策

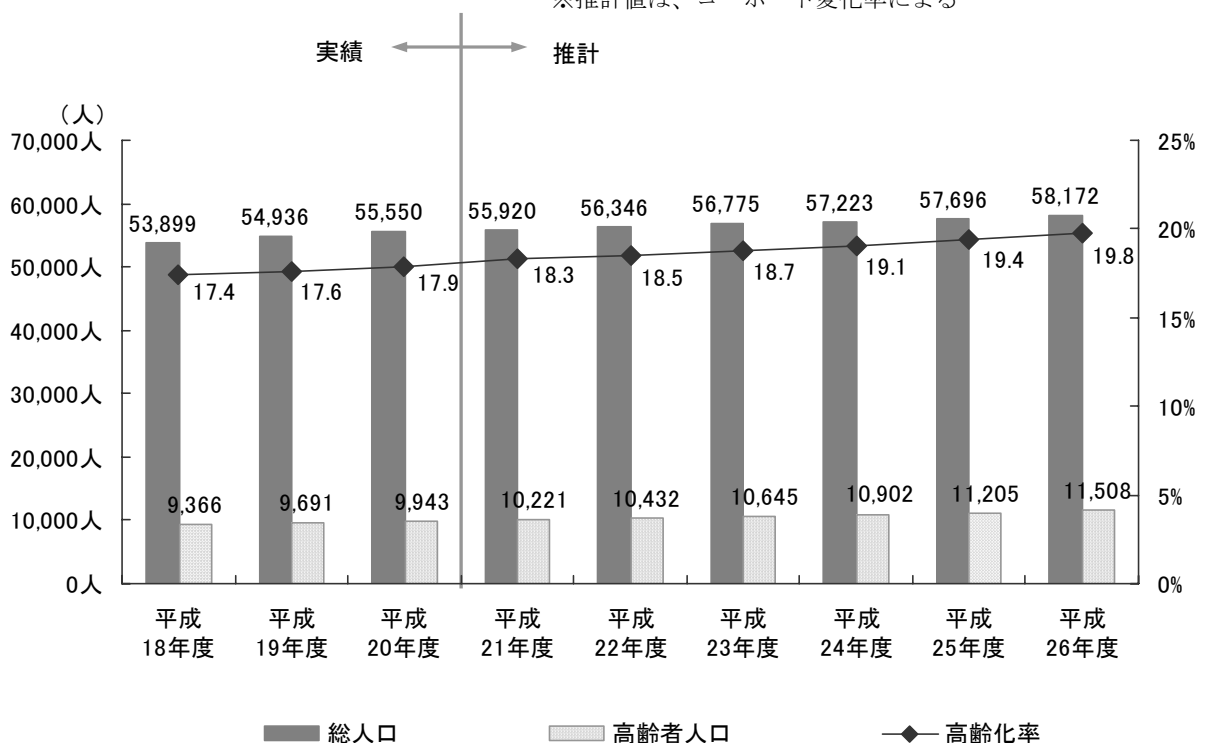
## 1 人口及び要支援・要介護認定者等の推移

### (1) 人口推計

市の将来人口については、出生、死亡、転入、転出などの人口変動を踏まえ、平成 21 年から平成 26 年まで増加傾向と推計されます。また、高齢者人口も増加傾向となり、平成 23 年には高齢者人口 10,645 人、高齢化率 18.7%、平成 26 年には高齢者人口 11,508 人、高齢化率 19.8%と推計されます。

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
	実績値			推計値					
総人口	53,899	54,936	55,550	55,920	56,346	56,775	57,223	57,696	58,172
40 歳未満	27,650	28,216	28,373	28,216	28,245	28,274	28,306	28,346	28,388
40～64 歳	16,883	17,029	17,234	17,483	17,669	17,856	18,015	18,145	18,276
65～74 歳	4,887	5,004	5,117	5,193	5,268	5,344	5,483	5,685	5,887
75 歳以上	4,479	4,687	4,826	5,028	5,164	5,301	5,419	5,520	5,621
高齢者人口	9,366	9,691	9,943	10,221	10,432	10,645	10,902	11,205	11,508
高齢化率	17.4%	17.6%	17.9%	18.3%	18.5%	18.7%	19.1%	19.4%	19.8%

資料：住民基本台帳及外国人登録人口（各年10月1日現在）  
※推計値は、コーホート変化率による





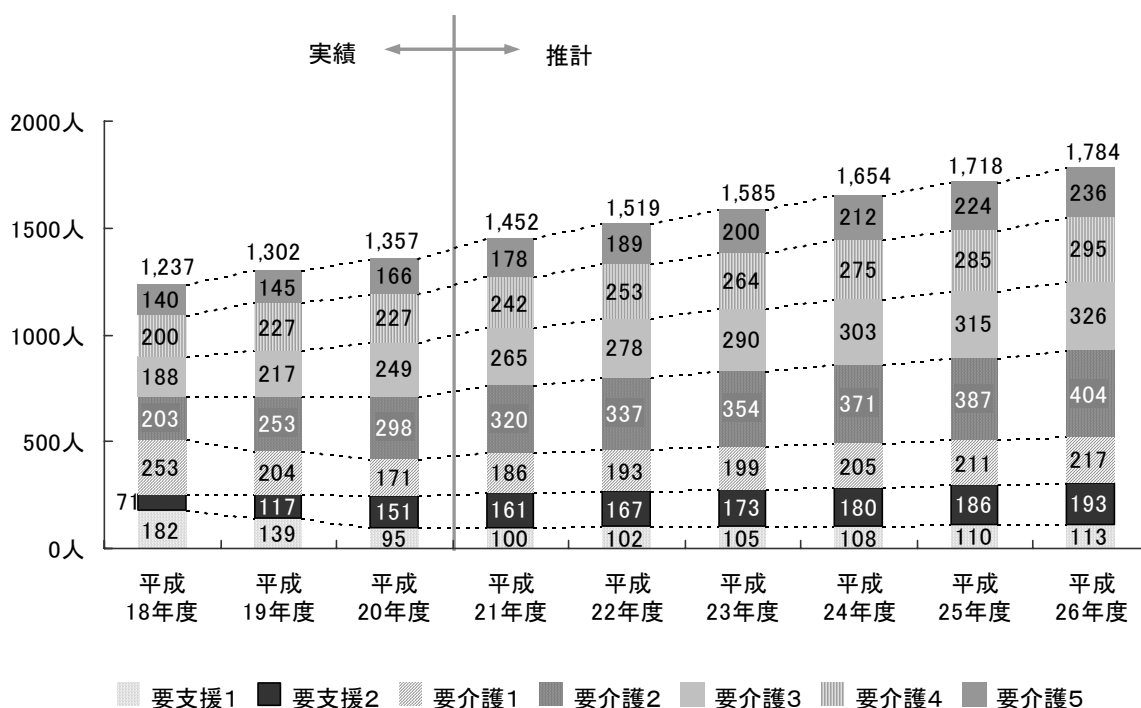
(2) 要支援・要介護認定者の推計

要支援・要介護認定者数は、年々増加し、平成 23 年度には 1,585 人、認定率は 14.9%、平成 26 年度には 1,784 人、認定率は 15.5%と推計されます。

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
	実績値			推計値					
要支援 1	182	139	95	100	102	105	108	110	113
要支援 2	71	117	151	161	167	173	180	186	193
要介護 1	253	204	171	186	193	199	205	211	217
要介護 2	203	253	298	320	337	354	371	387	404
要介護 3	188	217	249	265	278	290	303	315	326
要介護 4	200	227	227	242	253	264	275	285	295
要介護 5	140	145	166	178	189	200	212	224	236
計	1,237	1,302	1,357	1,452	1,519	1,585	1,654	1,718	1,784
認定率	13.2	13.4	13.6	14.2	14.6	14.9	15.2	15.3	15.5

資料：介護保険事業報告書（各年10月1日現在）

認定率は要支援・要介護認定者数を10月1日現在の高齢者人口で除した数



### (3) 施設・居住系サービス利用者数の推計

介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針等から  
 <平成 26 年度目標値設定の考え方>

- (1) 要介護認定者数（要介護 2～5）に対する施設（介護保険 3 施設）・居住（在宅でない施設：介護専用型有料老人ホーム、グループホームなど）系サービス利用者の割合を 37%以下とする。
- (2) 介護保険 3 施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設）利用者全体に対する要介護 4・5 の割合を 70%以上とする。

介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設）及び介護専用居住系サービス（認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護（介護専用型）、地域密着型特定施設入居者生活介護）は、平成 26 年度には 449 人の利用者を見込んでいます。これは、平成 26 年度の要介護 2～5 の認定者数の 35.6%を占めます。

また、施設サービス利用者数のうち、要介護 4、要介護 5 の利用者は、平成 26 年度で 67.9%を占めることを見込んでいます。

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
	実績値			推計値					
要介護 2～5 の認定者数 (人)	731	842	940	1,005	1,057	1,108	1,161	1,211	1,261
施設等居住系サービス利用者数 (人)	287	324	339	348	355	398	436	442	449
要介護 2～5 に対する施設等居住系サービスの利用者割合 (%)	39.3	38.5	36.1	34.6	33.6	35.9	37.6	36.5	35.6
施設サービス利用者数 (人)	233	269	282	288	294	335	369	373	377
施設サービス利用者数のうち要介護 4、5 の利用者数 (人)	130	155	175	179	186	223	247	250	256
施設サービス利用者数に対する要介護 4、5 の利用者割合 (%)	55.8	57.6	62.1	62.2	63.3	66.6	66.9	67.0	67.9

※各年度、数値は 1 か月あたりの平均

## 2 介護保険サービスの見込み量

### (1) 居宅・介護予防サービス、地域密着型サービス

介護給付		(年間)		
項目		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
<b>居宅サービス</b>				
訪問介護				
回数		29,178	30,822	30,967
(人数)		2,408	2,548	2,575
訪問入浴介護				
回数		881	927	871
(人数)		237	250	235
訪問看護				
回数		7,778	8,179	7,863
(人数)		1,387	1,459	1,409
訪問リハビリテーション				
回数		40	42	39
(人数)		21	22	21
居宅療養管理指導				
人数		1,549	1,624	1,632
通所介護				
回数		42,006	45,540	47,229
(人数)		4,243	4,602	4,766
通所リハビリテーション				
回数		28,511	31,337	33,118
(人数)		3,309	3,629	3,821
短期入居生活介護				
日数		16,901	17,750	17,247
(人数)		1,584	1,663	1,639
短期入所療養介護				
日数		10,467	10,988	10,655
(人数)		1,045	1,098	1,073
特定施設入居者生活介護				
人数		96	216	360
福祉用具貸与				
人数		4,398	4,772	4,811
特定福祉用具販売				
人数		96	100	101
<b>地域密着型サービス</b>				
夜間対応型訪問介護				
(人数)		0	0	0
認知症対応型通所介護				
回数		0	0	0
(人数)		0	0	0
小規模多機能型居宅介護				
(人数)		9	9	9
認知症対応型共同生活介護				
人数		720	732	756
地域密着型特定施設入居者生活介護				
人数		0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護				
人数		0	0	0
<b>住宅改修</b>				
人数		70	73	74
<b>居宅介護介護支援</b>				
人数		8,510	8,928	8,967

## 介護予防給付

(年間)

項目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
介護予防サービス			
介護予防訪問介護 (人数)	906	933	964
介護予防訪問入浴介護 回数	0	0	0
(人数)	0	0	0
介護予防訪問看護 回数	161	165	170
(人数)	54	56	58
介護予防訪問リハビリテーション 回数	0	0	0
(人数)	0	0	0
介護予防居宅療養管理指導 人数	9	9	9
介護予防通所介護 (人数)	953	984	1,019
介護予防通所リハビリテーション (人数)	516	534	553
介護予防短期入居生活介護 日数	241	250	260
(人数)	45	46	48
介護予防短期入所療養介護 日数	158	164	170
(人数)	35	37	38
介護予防特定施設入居者生活介護 人数	24	48	48
介護予防福祉用具貸与 人数	826	1,035	1,258
特定介護予防福祉用具販売 人数	28	29	30
地域密着型介護予防サービス			
介護予防認知症対応型通所介護 (人数)	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護 (人数)	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護 人数	12	12	12
住宅改修 人数	23	24	25
介護予防支援 人数	2,265	2,338	2,420

## (2) 施設サービス

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

（年間）

項目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
人数	1,404	1,428	1,920

介護老人保健施設（老人保健施設）

項目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
人数	2,040	2,088	2,088

介護療養型医療施設（療養型病床群）

（箇所）

項目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
人数	12	12	12

## 3 低所得者対策

### (1) 高額介護サービス費

介護保険サービス費用の1割は利用者負担となっています。

この利用者負担が、低所得者のサービス利用を妨げることをないように負担軽減を図るため、利用者負担について一定の上限を設定し、上限を超えた場合には、高額介護サービス費を支給します。

### (2) 特定入所者介護サービス費

平成17年10月から介護保険サービスの利用において、「居住費（滞在費）」や「食費」は保険給付対象外となり、居宅の場合と同じ様に、利用者負担となりました。

居住費や食費の具体的な水準は、利用者と施設との契約が原則となりますが、低所得者には負担限度額を設け、特定入所者介護サービス費を支給します。

## 4 各年度の介護給付費の見込み

### (1) 介護給付費の見込み

(単位 円)

項 目		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
居宅サービス	訪問介護	138,841,214	147,079,846	146,377,421
	訪問入浴介護	10,171,804	10,702,983	10,057,360
	訪問看護	58,764,398	61,793,947	59,280,066
	訪問リハビリテーション	209,544	220,021	204,306
	居宅療養管理指導	11,102,723	11,642,060	11,698,124
	通所介護	348,715,805	380,032,566	392,856,438
	通所リハビリテーション	272,418,741	298,011,102	311,109,657
	短期入所生活介護	143,560,435	150,842,684	145,997,234
	短期入所療養介護	95,459,106	100,217,441	96,902,319
	特定施設入居者生活介護	15,997,197	36,088,939	60,275,228
	福祉用具貸与	67,611,559	73,710,639	73,748,927
	福祉用具購入費	2,457,447	2,576,822	2,589,232
地域密着型サービス	夜間対応型訪問介護	0	0	0
	認知症対応型通所介護	0	0	0
	小規模多機能型居宅介護	990,731	990,731	990,731
	認知症対応型共同生活介護	171,755,393	174,684,217	180,338,582
	地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0
住宅改修費	9,397,165	9,853,651	9,901,102	
居宅介護支援	99,011,009	103,787,111	103,458,162	
施設サービス	介護老人福祉施設	326,134,372	334,349,023	455,186,423
	介護老人保健施設	507,330,112	520,420,901	523,374,006
	介護療養型医療施設	4,228,235	4,228,235	4,228,235
介護給付費計 (小計) → (I)		2,284,156,992	2,421,232,919	2,588,573,551

## (2) 介護予防給付費の見込み

(単位 円)

項 目		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
介護予防サービス	介護予防訪問介護	18,939,205	19,513,410	20,167,277
	介護予防訪問入浴介護	0	0	0
	介護予防訪問看護	632,534	648,287	668,021
	介護予防訪問リハビリテーション	0	0	0
	介護予防居宅療養管理指導	65,566	69,459	71,646
	介護予防通所介護	27,881,450	28,880,820	29,919,194
	介護予防通所リハビリテーション	19,258,720	19,968,905	20,702,158
	介護予防短期入所生活介護	1,297,596	1,346,460	1,400,855
	介護予防短期入所療養介護	1,133,195	1,176,565	1,219,936
	介護予防特定施設入居者生活介護	1,982,428	3,964,854	3,964,854
	介護予防福祉用具貸与	6,417,328	8,039,012	9,769,755
	介護予防福祉用具購入費	575,452	609,625	628,817
地域密着型介護予防サービス	介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0
	介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0
	介護予防認知症対応型共同生活介護	2,653,424	2,653,424	2,653,424
住宅改修費	3,645,090	3,861,553	3,983,122	
介護予防居宅支援	9,554,275	9,854,871	10,203,282	
予防給付費計(小計) → (Ⅱ)	94,036,262	100,587,246	105,352,342	

## (3) 総給付費見込額

(単位 円)

項 目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
総給付費(合計) → (Ⅲ) = (Ⅰ) + (Ⅱ)	2,378,193,255	2,521,820,165	2,693,925,893

#### (4) 標準給付費見込額

(単位 円)

項 目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
総給付費	2,378,193,255	2,521,820,165	2,693,925,893
特定入所者介護サービス費等給付額	94,831,000	123,280,000	160,264,000
高額介護サービス費等給付額	25,331,820	27,611,210	30,096,600
算定対象審査支払手数料	3,227,940	3,431,610	3,642,120
<b>標準給付費見込額</b>	<b>2,501,584,015</b>	<b>2,676,142,985</b>	<b>2,887,928,613</b>

※標準給付費見込額＝総給付費＋特定入所者介護サービス費等給付額＋高額介護サービス費等給付額  
＋算定対象審査支払手数料

- ※ 介護保険施設の基盤整備量が未確定であるため、これに伴い、今後各サービス見込量が変動する可能性があります。
- ※ 介護報酬単価の改定については、一律に3%上昇したもので推計していますが、平成 21 年 1 月以後、正式決定する見込みであり、その影響により給付費等の変動が予測されます。



## 5 介護保険料の推計

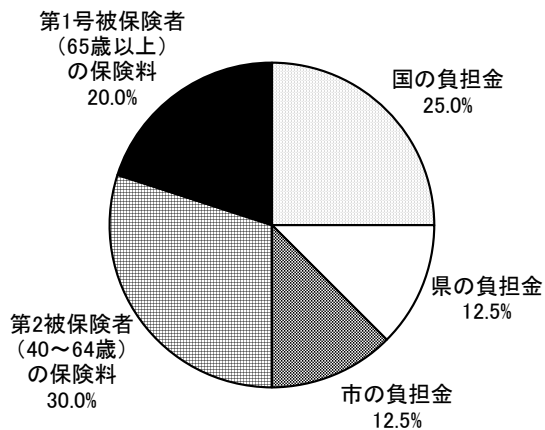
### (1) 介護保険の財源（介護給付）

介護保険制度では、老後の最大の不安要因である介護問題を社会全体で支えていく仕組みです。その介護の費用を国、県、市による公費負担と第1号被保険者と呼ばれる65歳以上の高齢者、第2号被保険者と呼ばれる40歳から64歳の方が納める介護保険料によって賄われています。

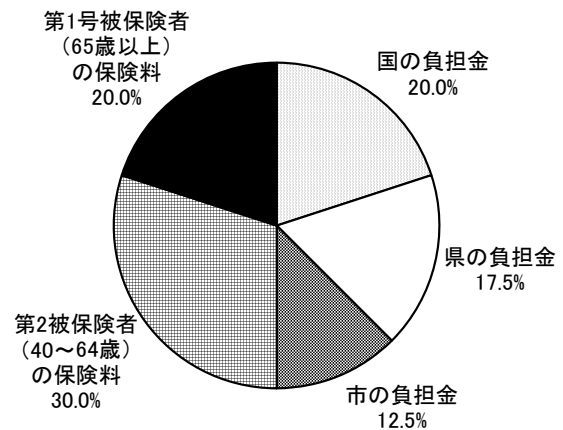
介護保険給付費の財源については、下図のとおりで給付費の半分を国、県、市による公費で担い、残りを第1号被保険者と第2号被保険者の方が納める保険料で担っています。

#### 【介護保険給付の財源内訳】

介護給付費：居宅給付費



介護給付費：施設等給付費



## (2) 地域支援事業の財源

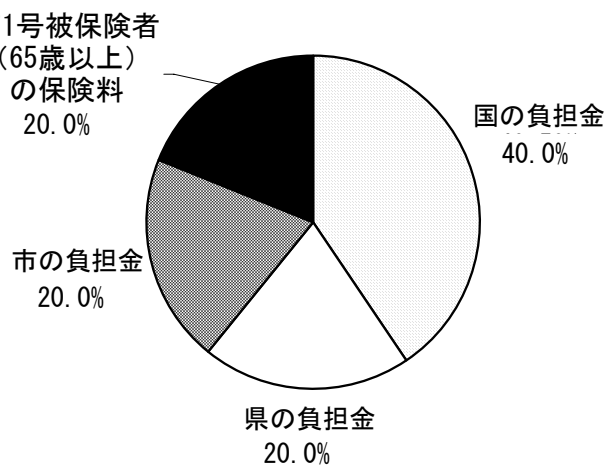
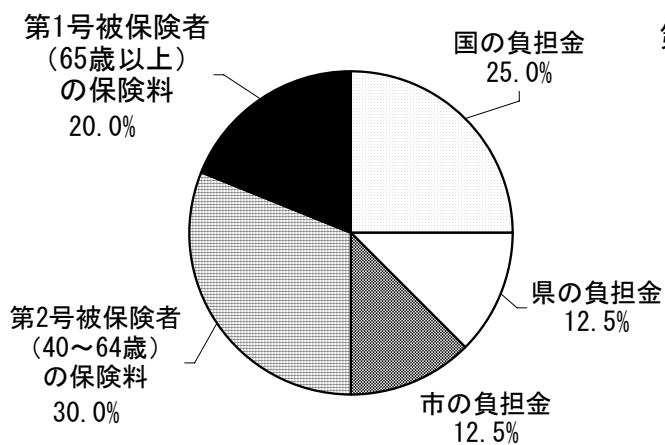
地域支援事業については、介護予防事業と包括支援事業・任意事業に分かれ、政令で一定の限度額が定められています。

そのうち、介護予防事業の給付費については、介護給付と同様な費用負担区分となっており、給付費の半分を国、県、市による公費で担い、残りを第1号被保険者と第2号被保険者の方が納める保険料で担っています。

包括支援事業・任意事業の給付費については、第2号被保険者保険料を加味しないものとなっており、給付費の8割を国、県、市による公費で担い、残りを第1号被保険者の方が納める保険料で担っています。

[介護予防事業の財源内訳]

[包括的支援事業・任意事業の財源内訳]



### (3) 第1号被保険者の保険料額

#### ① 第1号被保険者の保険料の設定方法の見直し

介護保険料は所得に応じた保険料率を設定しており、第3期においては、国の基準である6段階ではなく、負担能力に応じた8段階としてきました。

ただし、税制改正による高齢者の非課税限度額の廃止により保険料段階が上がってしまった場合には、急激な負担増を避けるために本来より低い保険料率を設定してきました。

第4期においては、この激変緩和措置が終了するため、従来と同様に低所得者に配慮し、第3期の第4段階と第5段階を細分し、所得段階を10段階とします。

これからの保険料区分（第4期）		
第1段階	老齢福祉年金受給者で本人及び世帯全員が市民税非課税の人又は生活保護の受給者	基準額 ×0.34
第2段階	本人及び世帯全員が市民税非課税で合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の者	基準額 ×0.50
第3段階	世帯全員が市民税非課税であって、第2段階以外の者	基準額 ×0.70
第4段階	本人が市民税非課税で世帯内に市民税課税者がいる場合の者で、合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下のもの	基準額 ×0.85
第5段階	本人が市民税非課税で世帯内に市民税課税者がいる場合の者で、上記を除くもの	基準額
第6段階	本人が市民税課税で合計所得金額が125万円未満の者	基準額 ×1.10
第7段階	本人が市民税課税で合計所得金額が125万円以上200万円未満の者	基準額 ×1.25
第8段階	本人が市民税課税で合計所得金額が200万円以上400万円未満の者	基準額 ×1.50
第9段階	本人が市民税課税で合計所得金額が400万円以上600万円未満の者	基準額 ×1.75
第10段階	本人が市民税課税で合計所得金額が600万円以上の者	基準額 ×2.00

## ② 第1号被保険者の保険料の算定

保険料収納必要額の見込みから10段階の保険料段階を踏まえて保険料を算定すると、保険料基準額は次のとおりとなります。

項目	金額
① 標準給付費見込額	8,065,655,612 円
② 地域支援事業費	241,659,000 円
③ 第1号被保険者負担分	1,661,462,922 円
④ 調整交付金相当額	403,282,781 円
⑤ 調整交付金見込額	370,214,000 円
⑥ 準備基金取崩額	198,000,000 円
⑦ 保険料収納必要額	1,496,531,703 円
⑧ 保険料収納率	98.90%
⑨ 所得段階別加入割合補正後被保険者数	31,522 人
⑩ 保険料基準額・年額	48,000 円
⑪ 保険料基準額・月額	<b>4,000 円</b>

②地域支援事業費は①標準給付費見込額(審査支払手数料を除く。)の概ね3.0%

③第1号被保険者負担分＝[各年度の①標準給付費見込額＋各年度の②地域支援事業費]×20%

④調整交付金相当額＝[各年度の①標準給付費見込額]×5%

⑤調整交付金見込み額＝[各年度の①標準給付費見込額]×[25%－(20%×後期高齢者加入割合補正係数×所得段階別加入割合補正係数)]

⑦保険料収納必要額＝③第1号被保険者負担分＋④調整交付金相当額－⑤調整交付金見込み額－⑥準備基金取崩額

⑩保険料基準額・年額＝⑦保険料収納必要額÷⑧保険料収納率÷⑨所得段階別加入割合補正後被保険者数

⑪保険料・月額＝⑩保険料・年額÷12月

(注) 端数処理により計算に不一致が生じる箇所があります。

### 1 情報提供体制の整備

計画を推進していくためには、一般高齢者、特定高齢者、要介護認定者等をはじめ、市民に広く介護・福祉サービスの種類・内容、サービス提供事業者等の情報をタイミングよく提供していくことが必要不可欠です。そのため、「広報みのかも」や市ホームページでの情報提供をはじめ、各種事業を通し、適時・的確な情報提供に努めます。

### 2 相談援助体制の整備

地域の相談窓口である地域包括支援センターの役割を市民へ周知しつつ、相談機能の整備・充実に努めます。

また、相談体制の充実を図るため、相談に対応する職員の資質向上のための研修会等の参加を促進するとともに、相談時等に使用・活用できる分かりやすい介護制度PR紙の作成に努めます。

### 3 関係団体との連携と市民参加

高齢者に関する保健、医療、福祉サービスを効果的に実施するため、その担い手となる地域包括支援センター、医療機関、社会福祉協議会、ケアマネジャー、サービス事業者、老人クラブ(健寿会)、シルバー人材センター、民生委員・児童委員、自治会、ボランティア団体、NPO法人等の関係団体間におけるネットワークを強化していきます。

高齢者を取り巻く課題の解決には、当事者の努力・行政の支援・関係団体間のネットワークによる情報の共有化だけでは、解決できません。高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるためには、地域住民の支援も必要です。市民がこの計画を理解し、推進できるよう努めます。

また、地域における関係機関のネットワークの中核として、その機能強化が求められている地域包括支援センターを充実させ、その体制づくりを進めます。

#### 4 計画の点検・推進体制

基本理念を達成し、高齢者の生活を総合的に支えるためには、本計画の円滑な推進を図ることが必要です。そのために、市では、本計画の各年度ごとの達成状況を点検し、その結果に基づいて必要な対策を講じていきます。